

広島ホームテレビ映像等使用許諾条項

第1条（使用許諾）

株式会社広島ホームテレビ（以下「広島ホームテレビ」という）は、映像等の使用申し込みを行なった方（以下「使用申込者」という）で、使用が適切と判断した方に対して、広島ホームテレビが著作権を所有する著作物を録画・録音・編集し、放送・販売・公開することを許諾します。

- 2 申し込みや協議に不備がなく、広島ホームテレビが適切と判断した方に対しては、許諾前に映像等を貸与します。
- 3 使用申し込み内容を変更する場合には、使用申し込みをした方は文書をもって広島ホームテレビに通知し、再申請の手続を取ります。

第2条（使用許諾映像等の権利）

広島ホームテレビが提供する素材に含まれる肖像権、著作権等の権利処理において問題が生じた場合には、使用申し込みをした方の責任と負担において処理し、広島ホームテレビは一切関与いたしません。

- 2 本使用許諾条項と使用許諾には、広島ホームテレビの著作物の権利の譲渡は一切含みません。
- 3 この使用許諾に基づいて許諾された映像等を使用する権利を、他に貸与または譲渡することを一切認めません。
- 4 使用許諾の範囲は、使用許諾書の内容に限ります。使用許諾手続き中に使用申し込みをした方へ渡された映像を収録したディスクは、編集終了後速やかに返却し、編集上発生した映像データは消去してください。

第3条（映像等の使用料について）

使用申し込みをした方が本使用許諾により広島ホームテレビへ支払う著作物使用料は、映像等使用料金規定に定める額とします。また、使用期間や使用回数についても映像等使用料金規定で定めます。

- 2 使用料規定に該当しない映像等、規定に定めた使用用途に合致しない使用方法については使用申し込みをした方と広島ホームテレビの協議により定めます。
- 3 使用申し込みをした方は使用料を請求書の発行日より30日以内に支払うものとします。

4 使用申し込みをした方は、放送・制作の中止、編集の都合等、申し込みのあった映像が放送・販売・公開等がされなかった場合でも、手数料等の経費は広島ホームテレビの請求により支払うものとします。また、使用申し込みをした方の意図に合わない映像等で、使用申し込みをした方の判断により放送・販売・公開等が行なわれなかった場合も使用申込者は定められた額を支払うものとします。

第4条（許諾映像ソフトの提出）

使用申し込みをした方は、使用状況を確認するために、許諾した映像を使用したソフト、もしくは使用した映像等を記録したDVD等を提出するものとします。

第5条（映像使用報告書の提出）

使用申し込みをした方は、使用した映像の明細や確定秒数などについて、放送日またはソフトの公開日から**2週間**以内に、別途定める書式の映像使用報告書を提出願います。

第6条（映像提供の表記について）

使用を許諾した映像等の使用部分、または協議により決定した箇所に「映像提供：**広島ホームテレビ**」とテロップで表示するものとします。また表示が困難な場合においては、使用申し込みをした方と広島ホームテレビの協議により対処を決定します。

第7条（確認書類等の提出について）

使用申し込みをした方は、広島ホームテレビが本使用許諾で申し込みを受けた数量等使用状況の確認のため、発注数、製造数または納品受領数を証明する書類などの開示、その写しの提出を求めた場合、直ちにこれに応じるものとします。

第8条（損害賠償等）

使用申し込みをした方が本使用許諾条項に違反して使用した場合には映像等使用料規定に定められた料金のほかに違反の状況に応じて、損害賠償を請求でき、使用申し込みをした方は支払わなければならないものとします。これらの違反によって発生した権利侵害等の責任は使用申し込みをした方が負うものとします。

第9条（申し込みの取消）

制作の中止等による申し込みの取消は、放送・販売・公開等の7日前までに使用申し込みをした方が文書により広島ホームテレビに伝達し、広島ホームテレビがこれを承認したときに限り認められるものとします。それまでに発生した使用許諾に関わる経費等は使用申し込みをした方に請求するものとします。

第10条（許諾の取消等）

広島ホームテレビは、使用申し込みをした方が本使用許諾条項に違反した場合、違反する恐れがあると判断した際には使用申し込みをした方に対し、使用許諾の取消ができるものとします。

- 2 前項の通知が使用申し込みをした方に到達しなかった場合には、当通知が広島ホームテレビに返送された日をもって、使用許諾の取消の意思表示が使用申込者に到達したものとします。

第11条（申込情報の利用）

広島ホームテレビは申し込み等で取得した使用申し込みをした方の個人情報を使用許諾、使用料徴収等の手続きに利用するほか、映像提供の資料送付やその他の広報に利用させていただきます。

第12条（合意管轄）

本利用許諾に関する紛争については、広島地方裁判所を合意管轄裁判所とします。